

○春日井市附属機関設置条例（抜粋）

平成27年 3 月20日
条例第 2 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置について必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担件事務）

第 2 条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担件事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員の定数）

第 3 条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、第 2 条第 1 項の附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

～（中略）～

附 則（令和 6 年条例第 2 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

（平27条例40・平28条例 5・平28条例37・平29条例 1・平29条例32・平30条例 8・平30条例33・令 2 条例15・令 3 条例 4・令 5 条例 1・令 6 条例 2・一部改正）

執行機関	附属機関	担件事務	委員の定数
市長	（省略）	（省略）	（省略）
	春日井市住生活基本計画推進協議会	春日井市住生活基本計画の策定及び推進に関する審議	10人以内
	（省略）	（省略）	（省略）
教育委員会	（省略）	（省略）	（省略）